

平成23年度北海道一般会計補正予算（第4号）

平成23年度北海道一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276,075,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,795,622,317千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5	地方交付税	581,561,159	108,438,841	690,000,000
	1 地方交付税	581,561,159	108,438,841	690,000,000
7	分担金及び負担金	12,295,507	4,382,338	16,677,845
	1 分担金	1,553,460	123,912	1,677,372
	2 負担金	10,742,047	4,258,426	15,000,473
8	使用料及び手数料	15,184,871	248,281	15,433,152
	1 使用料	4,806,506	187,152	4,993,658
	3 証紙収入	9,790,142	61,129	9,851,271
9	国庫支出金	259,787,013	54,760,643	314,547,656
	1 国庫負担金	104,160,199	17,261,356	121,421,555
	2 国庫補助金	151,442,318	37,455,878	188,898,196
	3 委託金	4,184,496	43,409	4,227,905

款	項	補正前の額	補正額	計
10 財産収入		7,396,124	95,381	7,491,505
	1 財産運用収入	4,708,489	59,881	4,768,370
	2 財産売払収入	2,687,635	35,500	2,723,135
11 寄附金		8,081	58,100	66,181
	1 寄附金	8,081	58,100	66,181
12 繰入金		63,501,893	35,542,299	99,044,192
	2 基金繰入金	59,794,366	35,542,299	95,336,665
13 諸収入		296,741,982	16,191,906	312,933,888
	3 貸付金収入	281,568,940	12,456,496	294,025,436
	4 受託事業収入	2,922,129	26,261	2,948,390
	5 収益事業収入	5,939,000	2,639,471	8,578,471
	6 雑収入	4,450,027	1,069,678	5,519,705
14 道債		596,750,100	56,357,900	653,108,000
	1 道債	596,750,100	56,357,900	653,108,000

款	項	補正前の額	補正額	計
歳	入	2,519,546,628	276,075,689	2,795,622,317
合	計			

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		3,647,733	35,923	3,683,656
	1 議 会 費	3,647,733	35,923	3,683,656
2 総 務 費		205,490,569	27,390,068	232,880,637
	1 総 務 管 理 費	93,253,037	2,189,093	95,442,130
	2 徴 税 費	83,869,465	62,142	83,931,607
	3 学 事 宗 務 費	22,208,524	24,815,839	47,024,363
	4 防 災 費	546,793	210,349	757,142
	5 原子力安全対策費	565,529	18,020	583,549
	6 危 機 管 理 費	18,470	4,226	22,696
	7 領土復帰対策費	575,914	90,399	666,313
3 総 合 政 策 費		45,903,854	17,609,034	63,512,888
	1 総 合 政 策 管 理 費	4,241,080	431,503	4,672,583
	2 国 際 交 流 費	222,310	118,258	340,568

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 政策審議費	629	4,214	4,843
	4 計画推進費	15,186,837	9,839	15,196,676
	5 科学IT振興費	16,164,703	722,042	16,886,745
	6 新幹線・交通企画費	8,390,811	9,654,963	18,045,774
	7 地域づくり支援費	530,010	3,874,694	4,404,704
	8 地域行政費	1,103,694	2,786,267	3,889,961
	9 地域主権費	63,780	7,254	71,034
4 環境生活費		6,815,417	1,779,874	8,595,291
	1 環境生活管理費	2,007,254	93,030	2,100,284
	2 アイヌ政策推進費	817,975	70,981	888,956
	3 環境推進費	642,942	791,311	1,434,253
	4 循環型社会推進費	1,392,406	93,468	1,485,874
	5 自然環境費	195,547	69,796	265,343
	6 地球温暖化対策推進費	4,069	16,815	20,884

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 暮らし安全推進費	369,247	208,547	577,794
	8 消費者安全費	692,130	105,368	797,498
	9 道民活動文化振興費	693,847	330,558	1,024,405
5 保健福祉費		297,990,373	104,609,125	402,599,498
	1 保健福祉管理費	26,217,791	174,537	26,392,328
	2 施設運営指導費	11,160,769	935,944	12,096,713
	3 医療薬務費	4,507,487	1,230,366	5,737,853
	4 地域医師確保推進費	1,977,951	13,901,882	15,879,833
	5 健康安全費	100,032,530	35,606,814	135,639,344
	6 福祉援護費	20,696,648	18,596,274	39,292,922
	7 高齢者保健福祉費	65,107,365	8,044,720	73,152,085
	8 障がい者保健福祉費	35,464,279	14,290,488	49,754,767
	9 子ども未来推進費	32,804,236	11,799,975	44,604,211
	10 災害救助費	21,317	28,125	49,442

款	項	補正前の額	補正額	計
6 経 済 費		229,447,784	20,878,677	250,326,461
	1 経 済 管 理 費	4,266,048	87,865	4,353,913
	2 観 光 費	244,101	372,863	616,964
	3 商 工 金 融 費	182,973,023	15,244,250	198,217,273
	4 産 業 振 興 費	400,887	131,344	532,231
	5 商 業 経 済 交 流 費	103,282	141,078	244,360
	6 産 業 立 地 費	18,198,487	238,559	18,437,046
	7 資 源 エ ネ ル ギ ー 費	2,773,113	364,242	3,137,355
	8 雇 用 労 政 費	16,917,794	4,113,578	21,031,372
	9 人 材 育 成 費	3,143,809	184,898	3,328,707
7 農 政 費		82,146,615	25,337,987	107,484,602
	1 農 政 管 理 費	9,643,082	154,219	9,797,301
	2 食 品 政 策 費	2,888,225	206,734	3,094,959
	3 農 産 振 興 費	888,442	34,534	922,976

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 畜産振興費	2,286,867	59,918	2,346,785
	5 技術普及費	115,132	222,414	337,546
	6 農業経営費	1,632,166	518,020	2,150,186
	7 農業支援費	912,744	44,336	957,080
	8 農地調整費	1,473,096	64,322	1,537,418
	9 農村設計費	24,060,902	3,059,881	27,120,783
	10 農業農村整備事業費	37,197,010	5,667,606	42,864,616
	11 農業施設管理費	869,343	15,298,552	16,167,895
	12 農村計画費	179,606	7,451	187,057
8 水産林務費		56,821,041	7,924,146	64,745,187
	1 水産林務管理費	7,505,337	117,233	7,622,570
	2 水産経営費	1,803,215	93,528	1,896,743
	3 水産振興費	176,989	87,629	264,618
	4 漁港漁村費	18,335,858	3,800,590	22,136,448

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 漁業管理費	5,240,241	402,099	5,642,340
	6 林業木材費	4,236,814	423,723	4,660,537
	7 森林計画費	1,414,194	221,739	1,635,933
	8 森林整備費	7,943,965	1,612,051	9,556,016
	9 治山費	8,215,696	731,348	8,947,044
	10 森林活用費	281,620	43,872	325,492
	11 道有林費	1,667,112	390,334	2,057,446
9 建設費		214,456,956	52,573,659	267,030,615
	1 建設管理費	64,940,510	1,098,807	66,039,317
	2 空港港湾費	5,899,785	568,678	6,468,463
	3 道路橋りょう費	71,933,932	40,511,362	112,445,294
	4 河川費	39,445,560	7,550,821	46,996,381
	5 砂防海岸費	14,950,301	1,892,016	16,842,317
	6 まちづくり推進費	117,503	6,814	124,317

款	項	補正前の額	補正額	計
	7 都市環境費	15,038,033	690,993	15,729,026
	8 公園下水道費	1,426,438	199,973	1,626,411
	9 建築指導費	646,272	36,291	682,563
	11 営繕費	16,499	17,904	34,403
10 警察費		119,989,163	6,275,965	126,265,128
	1 警察管理費	116,014,391	4,079,148	120,093,539
	2 警察活動費	2,305,454	513,469	2,818,923
	3 交通安全施設費	1,669,318	1,683,348	3,352,666
11 教育費		456,649,403	8,396,373	465,045,776
	1 教育総務費	20,103,980	2,825,510	22,929,490
	2 小学校費	179,758,912	143,708	179,902,620
	3 中学校費	111,079,129	101,813	111,180,942
	4 高等学校費	98,477,308	3,213,778	101,691,086
	5 特別支援学校費	43,111,094	1,419,826	44,530,920

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 学校教育費	1,038,401	202,220	1,240,621
	7 社会教育費	1,891,713	242,224	2,133,937
	8 保健体育費	1,188,866	247,294	1,436,160
12 災害復旧費		3,465,514	2,982,681	6,448,195
	2 水産林業施設 災害復旧費	1,693,134	2,982,681	4,675,815
14 諸支出金		77,162,770	282,177	77,444,947
	1 繰出金	4,389,942	95,281	4,485,223
	2 諸費	72,772,828	186,896	72,959,724
歳出合計		2,519,546,628	276,075,689	2,795,622,317

第 2 表

債務負担行為補正

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成23年度北海道科学技術総合振興センターが行う密閉型実証研究植物工場整備事業に係る道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成23年度から平成24年度まで	167,000
平成23年度北海道中小企業総合支援センター設備貸与事業に対する損失補償に関する債務負担行為	平成23年度から平成35年度まで	230,000	平成23年度から平成35年度まで	460,000
平成23年度地域活性化ワイド資金に係る保証融資の損失補償に関する債務負担行為	—	—	平成23年度から平成38年度まで	45,400
平成23年度農業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成23年度から平成43年度まで	44,911	平成23年度から平成43年度まで	185,953
平成23年度農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	—	—	平成23年度から平成38年度まで	190,159
平成23年度大家畜特別支援資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成23年度から平成48年度まで	18,509
平成23年度土地改良負担金償還平準化資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成23年度から平成34年度まで	8,093
平成23年度土地改良負担金償還特別対策資金の融通に伴う道費補助に関する債務負担行為	—	—	平成23年度から平成33年度まで	1,055
平成23年度漁業近代化資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	平成23年度から平成44年度まで	520,365	平成23年度から平成47年度まで	1,217,111
平成23年度漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給に関する債務負担行為	—	—	平成23年度から平成42年度まで	93,750
平成23年度交番、駐在所庁舎の賃借に関する債務負担行為	—	—	平成23年度から平成47年度まで	548,571
北海道警察本部庁舎のE S C O事業導入に関する債務負担行為	—	—	平成23年度から平成31年度まで	510,720

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
北海道新幹線 鉄道整備 事業費	7,413,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	15,373,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
交通企画費	—	—	—	—	90,000	同 上	10% 以内	同 上
大気環境 対策費	—	—	—	—	32,000	同 上	10% 以内	同 上
石狩東部広域 水道対策費	—	—	—	—	18,000	同 上	10% 以内	同 上
石狩西部広域 水道対策費	—	—	—	—	458,000	同 上	10% 以内	同 上
社会福祉 施設整備費	2,029,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,316,000	同 上	10% 以内	同 上
すべての人に やさしいまち づくり推進 事業費	—	—	—	—	39,000	同 上	10% 以内	同 上
農道等整備 事業費	642,000	財務省その他からの借入れ又は知	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は	677,000	財務省その他からの借入れ又は知	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
		事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。		知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。		事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。		知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農道整備特別対策事業費	352,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	708,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄土地改良事業費	43,000	同 上	10%以内	同 上	5,108,000	同 上	10%以内	同 上
臨時漁港海岸保全施設整備特別対策事業費	115,000	同 上	10%以内	同 上	325,000	同 上	10%以内	同 上
臨時治山施設整備特別対策事業費	681,000	同 上	10%以内	同 上	1,326,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	1,769,900	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	2,630,800	同 上	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄特定漁港漁場整備事業費	—	—	—	—	3,118,000	同 上	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
								知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
漁業取締船整備費	—	—	—	—	6,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄空港整備費	204,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	208,000	同 上	10%以内	同 上
空港整備費	353,000	同 上	10%以内	同 上	386,000	同 上	10%以内	同 上
直轄道路事業費	8,084,000	同 上	10%以内	同 上	20,105,000	同 上	10%以内	同 上
臨時道路整備特別対策事業費	18,365,000	同 上	10%以内	同 上	31,995,000	同 上	10%以内	同 上
みどりの道・川づくり特別対策事業費	28,000	同 上	10%以内	同 上	55,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	5,225,000	同 上	10%以内	同 上	10,451,000	同 上	10%以内	同 上
臨時河川整備特別対策事業費	1,992,000	同 上	10%以内	同 上	3,840,000	同 上	10%以内	同 上
直轄砂防事業費	460,000	同 上	10%以内	同 上	1,017,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時砂防施設整備特別対策事業費	534,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,026,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
臨時海岸保全施設整備特別対策事業費	609,000	同 上	10%以内	同 上	1,100,000	同 上	10%以内	同 上
臨時街路整備特別対策事業費	3,008,000	同 上	10%以内	同 上	3,286,000	同 上	10%以内	同 上
都市公園費	379,000	同 上	10%以内	同 上	387,000	同 上	10%以内	同 上
地方道路整備臨時貸付金事業費	2,465,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め20年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	4,142,000	国庫からの借入れによる。	0	据置期間を含め20年以内において、年賦元金均等償還による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
直轄海岸事業費	—	—	—	—	153,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
土地区画整理事業推進費	—	—	—	—	25,000	同 上	10%以内	同 上

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
交通安全施設整備費	341,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,049,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
合 計	596,750,100				653,108,000			

議 案 第 2 号

平成23年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度北海道中小企業近代化資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ350,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,979,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		2,534,647	188,407	2,723,054
	1 貸付金収入	2,207,647	187,907	2,395,554
	2 雑収入	327,000	500	327,500
4 繰越金		0	161,593	161,593
	1 繰越金	0	161,593	161,593
歳入合計		2,629,989	350,000	2,979,989

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	中小企業近代化資金 貸付事業費	453,032	350,000	803,032
	1 中小企業近代化資金 貸付事業費	453,032	350,000	803,032
歳 出 合 計		2,629,989	350,000	2,979,989

議案第3号

平成23年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）

平成23年度北海道就農支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,630,236千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		53,598	87,508	141,106
	1 一般会計繰入金	53,598	87,508	141,106
4 道債		97,232	165,453	262,685
	1 道債	97,232	165,453	262,685
歳入合計		1,377,275	252,961	1,630,236

歳 出				
(単位 千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 就農支援資金 貸付等事業費		498,982	252,961	751,943
	1 就農支援資金 貸付等事業費	498,982	252,961	751,943
歳 出 合 計		1,377,275	252,961	1,630,236

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金 貸付事業費	97,232	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。	262,685	国庫からの 借入れによ る。	0	据置期間を含め21年 以内において、貸付 対象者からの償還金 を青年の就農促進の ための資金の貸付け 等に関する特別措置 法の定めるところに より毎年2回国に対 し償還する。

議 案 第 4 号

平成23年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度北海道沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ178,026千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355,835千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		2,789	3,026	5,815
	1 一般会計繰入金	2,789	3,026	5,815
3 諸収入		71,563	175,000	246,563
	1 貸付金収入	71,553	175,000	246,553
歳入	合計	177,809	178,026	355,835

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	沿岸漁業改善資金 貸付事業費	177,809	178,026	355,835
	1 沿岸漁業改善資金 貸付事業費	177,809	178,026	355,835
歳 出 合 計		177,809	178,026	355,835

議 案 第 5 号

平成23年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度北海道林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231,077千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ459,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		3,863	4,747	8,610
	1 一般会計繰入金	3,863	4,747	8,610
3 諸収入		105,010	226,330	331,340
	1 貸付金収入	105,000	226,330	331,330
歳入合計		228,903	231,077	459,980

		歳 出		
		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	林業・木材産業改善 資金貸付事業費	228,903	229,747	458,650
	1 林業・木材産業改善 資金貸付事業費	228,903	229,747	458,650
2	林業就業促進資金 貸付事業費	0	1,330	1,330
	1 林業就業促進資金 貸付事業費	0	1,330	1,330
歳 出 合 計		228,903	231,077	459,980

平成23年度北海道電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成23年度北海道電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度北海道電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち

(2)主要な建設改良事業のシューパロ発電所建設事業の次に、次のとおり追加する。

滝の上発電所改修事業 29,925千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,611,014千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,640,939千円」に、「当年度分損益勘定留保資金620,196千円」を「当年度分損益勘定留保資金650,121千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	2,306,322千円	29,925千円	2,336,247千円
第1項 建設改良費	1,090,891千円	29,925千円	1,120,816千円

議 案 第 7 号

平成23年度北海道工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成23年度北海道工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成23年度北海道工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち(4)主要な建設改良事業の苫小牧地区工業用水道改修事業の次に、次のとおり追加する。

室蘭地区工業用水道改修事業 45,043千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額773,160千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額774,203千円」に、「当年度分損益勘定留保資金528,822千円」を「当年度分損益勘定留保資金529,865千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	2,981,556千円	44,000千円	3,025,556千円
第1項 企業債	826,725千円	△ 40,100千円	786,625千円
第2項 補助金	1,844,309千円	84,100千円	1,928,409千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,754,716千円	45,043千円	3,799,759千円
第1項 建設改良費	680,617千円	45,043千円	725,660千円

（企業債）

第4条 予算第5条の表の一部を次のとおり変更する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
苫小牧地区工業用水道改修事業	千円 625,100	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	千円 541,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
室 蘭 地 区 工 業 用 水 道 改 修 事 業	—	—	—	—	千円 44,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による。	10% 以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。